

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会

建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ

及び社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会

建築物エネルギー消費性能基準等小委員会合同会議（第13回）

令和元年10月24日

【事務局】 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、国土交通省、〇〇でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、報道関係者の取材希望がありますので、よろしくお願ひいたします。また、カメラ撮りにつきましては議事開始までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

議事録につきましては、委員の皆様方にご確認をいただいた上で、委員の名前を伏せた形で、経済産業省・国土交通省のホームページにおいて公開することといたしたいと存じますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

また、本日もペーパーレス化の取り組みとしまして、机の上に資料のファイルを格納したタブレットを配付しているところでございます。よろしくお願ひいたしたいと思います。タブレットの使用方法につきましては、机の上の説明紙をご参照いただければと思います。

それでは、開会に先立ちまして、お手元にお配りしましたタブレットに格納しております、資料の確認をさせていただきたいと思います。

議事次第の次に配布資料一覧がございますように、資料1-1、資料1-2、これはそれぞれの委員会の名簿でございます。それから資料2でございますけれども、本日の議題のメインテーマでございますパブリックコメントの結果概要及びこれに対する対応等についてでございます。それから資料3が今後の取組及び課題でございます。それから資料4が今後のスケジュールでございます。それから参考資料1、2、3としまして、政令案につきまして、また省令につきまして、それから前回の合同会議の議事要旨というふうになっているところでございます。よろしいでしょうか。

また、机の上に1枚紙で資料1-1の委員名簿を置かせていただいております。これにつきましては、〇〇の〇〇オブザーバーが10月21日をもちましてご退任され、後任としまして、〇〇オブザーバーが着任されておりますので差しかえているところでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。本日は代理としまして、○○オブザーバーが出席されているところでございます。よろしくお願ひします。

続きまして、定足数の確認でございますが、まず、ワーキンググループのほうにつきましては、委員6名のうち5名の出席をいただいているところでございまして、また、小委員会につきましては、臨時委員4名のうち3名のご出席をいただいているところでございます。総合資源エネルギー調査会令第8条及び社会資本整備審議会令第9条によりまして、ワーキンググループ及び小委員会、いずれの会も成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、○○委員でございますけれども、本日は所用のためご欠席との連絡をいただいております。また、○○委員、○○委員につきましては、後ほどご到着されるということで、少しおくれて来られるということをご報告いただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これより議事に入りたいと思います。報道関係者におかれましては、カメラ撮りはここまでということにさせていただきます。

それでは、以後の議事運営につきましては、○○議長、よろしくお願ひいたします。

【議長】 ○○でございます。おはようございます。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

最初に、議事（1）の「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案等」に関するパブリックコメントの結果概要及びこれに対する対応等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局から資料2から資料4までまとめて説明させていただきたいと思います。

まず、資料2についてご説明をいたします。資料2では、前回の合同会議後に行いましたパブリックコメントで寄せられた意見とその見解の案をお示ししてございます。

なお、前回の合同会議におきまして、パブリックコメントの資料だけで内容が伝わりづらいのではないかというふうなご意見を多くいただいたことを踏まえまして、パブリックコメントを行う際には、参考資料1の26ページ以降にございますとおり、合同会議でお示ししております説明資料とパブリックコメントの資料との対応関係を明示した資料もあ

わせて掲載した形で意見募集を行ってございますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、本題に入ってまいりたいと思いますけれども、資料2の表紙のスライドでございますけれども、今回のパブリックコメントは、令和元年9月5日から同年10月4日までの30日間実施してございます。この間、124の個人・団体から合計で287件のご意見をいただいてございます。

この資料2では合同会議でお示しした項目の順番にいたいたご意見につきまして内容を要約し、類似のご意見についてはまとめた形で、同様の意見については件数を付記した形で整理させていただいてございます。

なお、全体的な傾向といたしましては、意見が多かったものといたしまして、一番多かったものが8地域の外皮基準の見直しに関するご意見、2番目といたしましては、気候風土適応住宅の仕様の例示に関するご意見、3番目といたしましては、床暖房に関するご意見という形になってございました。

その上で、この後、具体的な内容についてご説明いたしますけれども、パブリックコメントの案でお示しした基準につきましては、気候風土適応住宅に関するご意見、数件を反映することとしてございますけれども、それ以外につきましては、基準そのものを見直すような必要があるご意見はなかったことからパブリックコメントの案のままとさせていただきたいというふうに考えてございます。

それでは、ページ番号で1ページ以降を順に説明してまいりたいと思います。

なお、今回のパブリックコメントでは、合同会議における論点以外の政省令の案につきましても同時に意見募集を行った関係で、合同会議における論点以外のご意見もいただいて、資料には掲載してございますけれども、本日の合同会議では、この合同会議に関する論点につきまして、ご意見を説明させていきたいというふうに思ってございます。

また、表の一番右の欄に掲載している意見に通しの番号を振ってございますので、あわせてご参照いただければと思います。

まず、通し番号1から7までは住宅トップランナー基準に関するご意見でございます。まず、全般的な内容といたしまして、通し番号1番でございますけれども、今後の基準の検討や運用については、省エネと住まいに求められる性能・機能のバランスを考慮して検討していただきたいというふうなご意見をいただいてございまして、これに対しましては、住宅事業者が供給する住宅の省エネ性能の実態や一般的に普及している設備の使用により達成可能な水準であるかどうか等を総合的に勘案して設定することというふうにしてござ

います。

次に、今回新たに設定する注文戸建住宅の基準につきまして、通し番号2番のZEHの外皮基準の水準に設定すべきではないかというふうなご意見をいただいてございます。これにつきましては、合同会議の中でもご指摘をいただいてございましたけれども、住宅事業者へのヒアリングにおきまして、外皮基準の水準が住宅の仕様に大きな影響を与えるというふうなご意見をいただいていることを踏まえまして、現行の省エネ基準の水準といった形にさせていただきたいというふうに考えてございます。

次の通し番号3番の当面の水準から目指す水準への移行判断については慎重に判断いただきたいというふうなご意見につきましては、床暖房を採用した住宅の普及状況を踏まえ、こういった床暖房に関する設計一次エネルギー消費量の取り扱いの見直しを行った上で、住宅事業者の供給する注文戸建住宅の省エネ性能の実態を踏まえまして、水準の移行の判断を行うこととしてございます。

次に、建売戸建住宅の基準につきましては、今回、現行の水準を据え置くということとしてございますけれども、通し番号4番のように、現行の基準が厳し過ぎるのではないかというふうなご意見をいただいてございます。現行の水準につきましては、見解にも書かせていただいてございますけれども、住宅事業者が供給する住宅の省エネ性能の実態ですか、あるいは一般的に普及している設備の使用により達成可能な水準であることを踏まえまして設定したものでございますので、水準としましては据え置きつつ、引き続きその達成状況につきまして検証してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、次のページ、通し番号5番の建売戸建住宅のトップランナー基準についても、注文戸建住宅と同様に、当面の水準を設けた上で注文戸建住宅並みの水準としてはどうかというふうなご意見をいただいてございます。今回、注文戸建住宅につきましては、性能の高い住宅を供給する事業者が相当数あったことから、目指すべき水準と当面の水準というふうな2段階の水準設定にしてございますけれども、建売戸建の性能につきましては、現行の水準においても達成率が三、四割程度というふうな状況でございますので、2段階の水準設定を行わず、現行の水準を据え置くこととしたいと考えてございます。

次に、通し番号6番のエコジョーズと床暖房を採用した場合、通常導入する省エネ設備だけでは基準を達成できないのではないかというふうなご意見につきましては、今後、床暖房に関する設計一次エネルギー消費量の取り扱いの見直しを検討することとしてございますので、そういった内容を記載させていただいてございます。

続きまして、通し番号 8 から 26 までは簡易な省エネ性能評価方法の追加についてまとめてございます。

まず、通し番号 8 から 14 までは戸建住宅の簡易な評価方法の追加に関してでございまして、通し番号 8 番のように、今回のようなモデル住宅を用いた簡易な評価方法を整備することに賛成というふうなご意見をいただいてございます。

その一方で、簡易な評価方法を整備するに当たっては一定の安全率を設定する必要がございますけれども、通し番号 9 番のように、モデル住宅を用いた簡易な評価方法については、性能が低く出過ぎないよう固定値を適正に設定すべきというふうなご意見をいただいているところでございまして、見解に書かせていただいているとおり、適正な固定値となるよう検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、通し番号 10 番の床暖房の設計一次エネルギー消費量の取り扱いの見直しを行った後にモデル住宅を用いた簡易な評価方法を整備すべきというふうなご意見につきましては、簡易な評価方法につきましては、床暖房を採用する場合の計算シートもご用意する予定でございますけれども、見解に書かせていただいているとおり、床暖房に関する設計一次エネルギー消費量の取り扱いの見直しを行った場合には、簡易評価方法における床暖房のポイント数についても見直しを行いたいというふうに考えてございます。

続きまして、通し番号 15 から 19 までが共同住宅の住棟平均による外皮性能の評価方法の追加に関してでございます。これに関しまして、通し番号 16 番でございますけれども、外皮性能の住棟評価を導入することに賛成というふうなご意見をいただいている一方で、通し番号 15 番では、外皮性能を住棟評価する場合の基準値、今回 6 地域の場合 0.75 というふうに置かせていただいておりますけれども、これが厳し過ぎるではないかというふうなご意見もいただいてございます。これに関しまして、今回の外皮性能を住棟で評価する際の基準設定の考え方といたしましては、合同会議の中でもご説明してまいりましたけれども、見解に書かせていただいておりますとおり、従来の基準を緩和するものではなく、70 平米掛ける 9 戸の共同住宅モデルにおいて、各住戸が住戸単位の外皮性能を有している場合に、全ての住戸の外皮性能を平均したときの水準として設定されたものでございまして、基準値の水準といたしましては、現行の各住戸の基準値と同様の水準として定めたものでございますので、今後、こういった趣旨につきまして、説明会等において、その趣旨も含めて周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、次のページ、通し番号 17 番の住宅性能評価を取得する共同住宅は住戸ご

とに評価が必要になるため、今回の省エネ法の届出のための住棟評価を用いた省エネ計算と住宅性能評価を取得するための住戸ごとの評価が必要となり、二度手間になるのではないかというふうなご意見をいただきいてございますけれども、これにつきましては、現行の評価方法でございます住戸評価は存置することとしてございますので、性能評価を取得する共同住宅では従来どおり住戸評価のみを実施すればよいということでございますので、二度手間になることはないというふうに考えてございます。

続きまして、通し番号20から23までが共同住宅の共用部分を除いた住棟の評価方法の追加に関してでございます。通し番号20番のところで、共同住宅の共用部分を計算しない評価方法を採用するかどうかは届出者の判断になるのかとのご意見につきましては、従来の共用部を含めた評価方法は引き続き残すこととしてございますので、貴見のとおりというふうにしてございます。

また、通し番号22番の共同住宅の共用部分を計算しない評価方法は、大規模な共同住宅の共用部に集会室等が設置されている場合でも適用可能かというふうなご意見につきましては、今回、集会室が設置されていることが想定されます比較的規模の大きな共同住宅におきましても、共用部を除いた場合でも影響がほとんどないといったことを確認した上で、特段の適用条件等は設けておりませんので、貴見のとおりというふうにしてございます。

続きまして、通し番号24から26までの小規模建築物の簡易な評価方法の追加に関しては、まず、通し番号24番の小規模建築物の簡易評価方法の整備に賛成とのご意見や、通し番号25番の小規模建築物の簡易評価方法はできるだけ簡易に評価できるようにしてほしいというふうなご意見をいただきてございまして、モデル建物法の入力項目のうち、小規模建築物では建物全体のエネルギー消費量に影響が少ないと考えられるものについてデフォルト値化して入力項目を大幅に削減することで、今回、簡易な評価方法とするというふうに書かせていただいてございます。

次のページ、通し番号27から30までにつきましては、8地域における住宅の外皮基準の合理化に関してでございまして、今回、同様の意見を集約した結果、4つの意見に集約されてございますけれども、今回意見を最も多くいただいた項目となってございます。

まず、通し番号30番ですけれども、今回設定をしてございますηAC値6.7というふうな水準は、沖縄に適した住環境づくりに取り組む上で実態に合った水準であるというふうなご意見があつた一方で、通し番号27番にございますとおり、沖縄のような蒸暑地域

においては、外皮基準はなじまない。沖縄の気候風土を踏まえた基準を設定してほしいですとか、あるいは通し番号28番のように花ブロック、遮熱ブロック、あるいは雨端、自然風利用等の取り組みを評価対象にしてほしいというふうなご意見をいただいてございます。これらにつきましては、それぞれ見解に書かせていただいているとおりでございますが、花ブロックや遮熱ブロック等の8地域特有の省エネに資するような取り組みにつきまして、省エネ性能を適切に評価する手法の検討を引き続き進めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、通し番号31から57までが気候風土適応住宅の仕様の例示に関するものについてでございます。こちらに関しても多くの意見をいただいてございます。

まず、通し番号31から40までが今回の合同会議の中でもご指摘ございましたけれども、用語の解釈等に関するご意見でございます。個別の説明については今回割愛させていただきますけれども、今後、用語の解釈につきましては、ここにお示ししたものを含めまして、マニュアル等において整理してお示しをしたいというふうに考えてございます。

次に、通し番号41から46までが今回の制度の解釈や運用に関するご意見でございます。通し番号41番のように、所管行政庁ごとに気候風土適応住宅の対象を追加できるようにしてほしいとのご意見や、あるいは次のページ、通し番号42番のように、国が示した仕様によらず、所管行政庁がオリジナルなルールを定められるようにしてほしいというふうなご意見があった一方で、通し番号45番のように、所管行政庁に要件の追加を委ねるべきではないというふうなご意見もいただいてございます。これらのご意見、それぞれ少し方向が異なるものもございますけれども、今回の気候風土適応住宅の制度につきまして、できるだけ地域の実態に沿った柔軟な運用ができるとなるように、設計をしてまいりたいというふうに考えてございますので、そういう回答をさせていただいているというふうな状況になってございます。

なお、通し番号44番の部分で、「過半以上」の採用割合を規定する場合に、2階全面を当該仕様とする場合や、立面の2面を当該仕様とする場合についても、気候風土適応住宅の対象外となる可能性があるため、「およそ半分」といった表現とすべきとのご意見を踏まえまして、ほかの関連法令の表現ぶりを参考にいたしまして、「過半以上」については、「過半」といった形で修正をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、通し番号47から57までが気候風土適応住宅に関する、その他の意見をまとめて掲載させていただいてございます。まず、通し番号47番で、法附則第2条「地

域の気候及び風土に応じた住宅について、当分の間、第1条第1項第2号イの規定は適用しないこととする。」における「当分の間」につきまして、曖昧で人によって捉え方が異なるため削除してほしいというご意見につきましては、今回、気候風土適応住宅に対する経過措置につきましては、当該住宅の省エネ性能を適切に評価できるようになるまでの「当分の間」の措置というところで置かせていただいてございますので、削除することは困難として、案のとおりいかせていただきたいというふうに考えてございます。

また、通し番号48から50、54、56あたりでは、その他、ここにお示しした以外の仕様を追加してほしいというふうなご意見をいただいてございます。これに対しましては、今回の告示案というものが地域の気候及び風土に応じた特徴を備えていることにより、断熱層を構成することが難しい仕様として、全国的に採用が見られるものを例示しているものでございまして、今回の告示の中で例示しようとはしてございませんけれども、所管行政庁が地域の特性を踏まえた仕様として定めることが考えられるというふうに回答させていただいてございます。

続きまして、通し番号58から62までの部分が地域区分の見直しに関するご意見でございます。通し番号58番の十分な経過措置期間を置いてほしいといったご意見につきましては、今回2021年3月31日までは、従前の地域区分でも評価できることとしてございます。

次の通し番号59番の地域区分の見直しに当たっては、地方公共団体の意向を十分に反映してほしいというふうな意見がございますけれども、この意見の背景としましては、合併した後、すなわち現行の市町村区域内に山間部と平野部の両方を持つような市町村について、旧市町村区分により地域区分を設定していた場合には、こういった気候の違いに応じた地域区分が設定されていたものが、今回見直しの方針として、合併後の市町村区域に統一した地域区分を設定することとしてございますけれども、これによってそういった気候の違いが反映されないようになってしまうことに対する懸念というふうなご意見として認識してございます。

これに関しまして、今回の地域区分の設定におきましては、こういった現行の市町村区分内に複数の地域区分がもともとあったような市町村につきましては、現行の旧市町村区分による地域区分とするのか、あるいは合併後の現行の市町村の地域区分とするのかにつきまして、あらかじめ意向調査を各市町村に行ってございますので、その意向を反映した上での地域区分と設定してございますので、こういった市町村の意向を酌んだ形での対応

になっているというふうに認識してございます。

次に、通し番号62番の地域区分の表記は、旧市町村の表記ではなく、現時点の行政区分による表記としていただきたいというふうなご意見につきましては、今申し上げたような市町村、すなわち旧市町村区分で引き続き評価をしてほしいというふうな市町村につきましては、そういったご意向を酌んだ結果として旧市町村区分が残ることとなりますけれども、その他の市町村につきましては、現行の市町村の区域で地域区分を設定することとしてございますので、一定の対応はできているものというふうに認識してございます。

続きまして、通し番号63から67が他の建築物から供給される熱・電気の評価方法の合理化に関するご意見でございますけれども、今回の合同会議での議論に関連するような意見はなかったというふうな状況になってございます。

最後、通し番号68から74までが床暖房に関するご意見をまとめさせていただいてございます。その意見の多くは、通し番号68番にございますとおり、設計一次エネルギー消費量の取り扱いの見直しに賛成という意見ですとか、あるいは通し番号69番の設計一次エネルギー消費量の見直しは早急に行ってほしいといったご意見でございまして、今回できるだけ早期に注文戸建住宅の住宅トップランナー基準を目指す水準へ移行できるように今後検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

その他床暖房に関して、快適性などについても省エネ性能を評価する際の指標として考慮してほしいとのご意見ですとか、あるいは設計一次エネルギー消費量の見直しに当たっては、エアコンと床暖房で使用条件を変える、あるいはエアコンとの併用を考慮するといった使われ方の実態を反映していただきたいとのご意見のほか、基準一次エネルギー消費量を設定してほしいというふうなご意見もさせていただいてございます。これまで合同会議にご説明しておりますとおり、今後、床暖房に関する設計一次エネルギー消費量の取り扱いを見直す予定としてございますので、今後の検討の参考にさせていただきたいというふうに考えてございます。

今申し上げました合同会議における論点に関するご意見以外のご意見につきましては、説明は割愛させていただきたいというふうに思っておりますけれども、本資料に掲載してございますので、ご参照いただければというふうに思います。

続きまして、資料3についてご説明させていただきたいと思います。資料3は、これまでの合同会議において委員の皆様からいただいたご指摘や、今回パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえまして、今後の取り組みや課題につきまして項目別に整理したも

のでございます。

まず、トップランナー基準に関しましては2点書かせていただいておりますけれども、今後の水準の検証や見直しに当たりましては、住宅事業者へのヒアリング等により丁寧に実態を把握しながら進めることを書かせていただいております。また、特に注文戸建住宅の目標水準を目指すべき水準である25%削減に早期に引き上げられるよう、床暖房に関する設計一次エネルギー消費量の取り扱いの見直しの検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

戸建住宅・小規模建築物の簡易な省エネ性能評価方法の追加に関しましては、安全率が高くなり過ぎないように配慮してほしいですとか、あるいは多様な住宅に対応できるようにしてほしいとのご意見をいただいております。また従来の計算方法に関しましても、より使いやすいものとすることを通じまして、省エネへの取り組みを促すことにもつながるというふうに考えてございますので、そういったことをまとめた形で使いやすい住宅の省エネ性能評価方法の整備というふうに書かせていただいてございます。

次の共同住宅の省エネ性能評価方法の簡素化に関しましては、先ほどの戸建住宅等と同様により使いやすい評価方法とするほか、暖房のエネルギー消費量など共同住宅の実態に沿った性能評価ができるよう、共同住宅の省エネ性能の評価方法の合理化について検討というふうに書かせていただいてございます。

次の8地域における住宅の外皮基準の合理化に関しましては、沖縄地方等における花ブロック、遮熱ブロックのほか、雨端のような大きなひさしによる日射遮蔽の取り組みを省エネ基準における評価に早期に取り込めるよう取り組んでまいりたいというふうなことで書かせていただいてございます。

次のフォローアップに関しましては、今回の合同委員会の中にも共同住宅の一次エネルギー消費量の評価において共用部を導入しない評価方法の追加ですとか、8地域の外皮基準の見直し、地域区分の見直し、あとは届出の指示・命令、ガイドラインの策定等に関しまして、その後の状況をしっかりとフォローアップすべきだというふうなご意見をいただいておりますので、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

次の周知の関係では、今回、戸建住宅の簡易な評価方法を追加することとしてございますけれども、従来の標準的な計算方法についても習熟すべきというふうなご意見をいただいてございますので、そのあたりのことを書かせていただいてございます。

次に、省エネ性能の向上に向けましては、建築士や事業者だけではなく、建築主、国民

の方が省エネに対する意識を持つことが重要だというふうなご意見もさまざまな方面でいただいてございますので、今回、制度の見直しとあわせて、こういった国民に対する周知、啓蒙といったものも図ってまいりたいということで書かせていただいてございます。

また、その中では省エネ性能の向上による効果、具体的には居住者の健康維持ですか快適性の向上等への影響について情報提供することも効果的であるというふうに考えられますので、本日ご出席いただいている先生方が取り組まれているような調査の成果ですか、知見につきましても周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

最後、その他といたしまして、2年後に始まる説明義務制度においては、既存住宅等の増改築についても対象となってまいりますので、こういった増改築を行う場合の既存住宅部分の評価方法につきまして検討を進めてまいりたいというふうなことで書かせていただいてございます。

また、最近の住宅建築物の実態を踏まえた省エネ基準となるよう、外皮や設備の実態を把握するとともに、省エネ基準への達成状況等につきましても把握を行うことを通じて、現行の水準の検証についても進めてまいりたいということで書かせていただいてございます。

最後に、省エネ性能を表示する制度におきまして、最近の性能の高い住宅や建築物の性能についても適切に表示できるようにすべきだというふうなご意見を合同会議の中でもいただいてございますので、これにつきまして、他の制度との整合も図りつつ検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

最後は、資料4につきましてご説明させていただきたいと思います。資料4では今後のスケジュールをお示しさせていただいてございます。まず、1ページ目をごらんいただければと思います。1ページ目では、今回改正した建築物省エネ法の大まかな施行のスケジュールをお示ししてございます。

まず、一番上の赤い四角囲みの部分でございますけれども、法律につきましては、今年5月に国会で成立いたしまして、5月17日に公布されてございます。この改正法につきましては、公布から6カ月以内と2年以内の2段階で施行することとされてございます。このうち6カ月以内施行につきましては、真ん中の赤い四角囲みの部分でございますけれども、3点が施行される予定となってございまして、1つ目が注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナーアー制度の対象への追加、2つ目がマンション等に係る届出義務制度の審査手続の合理化、3つ目が複数建築物連携型プロジェクトの容積率特例制度の対象

への追加の3点となってございます。

また、2年以内施行につきましては、一番下の赤い四角囲みの部分でございますけれども、これも3点が施行される予定というふうになってございまして、1つ目が戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設、2つ目が中規模のオフィスビル等の適合義務制度の対象への追加、3つ目は気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入の3点となってございます。

これらの施行に向けて、真ん中の黒い四角囲みの部分でございますけれども、必要な基準等につきましては、本合同会議におきまして、これまで本日を含めて4回ご議論をいただいてきたというふうな状況でございます。

同じく真ん中の黒い囲みの1つ目の丸にございますとおり、施行に向けた周知の取り組みといたしまして、法改正の内容につきまして概要説明会をこれまで実施してきてございます。また、一番下の黒い四角囲みにありますとおり、今年度はさらに本合同会議の結論等を踏まえまして制定予定となってございます政省令ですとか、簡易な計算方法、内容につきまして、今後、全国で詳細説明会を実施するとともに、来年度はさらに詳細なテキスト等を作成いたしまして、法改正の内容や簡易な計算方法等につきまして詳細説明会を実施する予定となってございます。

次に、2ページ目をごらんいただければと思います。2ページ目は、本合同会議における議論がまとまった場合を想定いたしました、今後のさらに詳細なスケジュールをお示したものになってございます。

まず、一番上の項目に記載してございますけれども、本合同会議に関連する今後の予定といたしまして、社会資本整備審議会の建築環境部会の運営規則におきまして、小委員会における審議を終了したときは、小委員会の委員長から建築環境部会長へ報告するというふうになってございますので、その報告を行うといったところを書かせていただいてございます。

次に、6ヶ月以内施行の1点目の住宅トップランナー基準に関しましては、注文戸建住宅・賃貸アパートのトップランナー基準を本年11月に施行することを考えてございます。

なお、建売戸建住宅の基準につきましては据え置くこととしてございますので、現行の制度をそのまま運用するということになります。この注文戸建住宅・賃貸アパートの目標年度といたしましては、現在5年後の2024年度というふうなことで置かせていただいているりますけれども、それまでの各年度の実績についてもご報告いただくということにな

ってございますので、最初のアクションといたしましては、2021年度に2020年度分の実績を報告いただくといったことになってまいります。

6ヶ月以内施行の2点目の届出制度に関する審査手続の合理化に関しましては、4つの項目、住棟平均による外皮性能の評価方法の追加、共同住宅の簡易な評価方法の追加、共用部を除いた住棟の評価方法の追加、それから気候風土適応住宅に対する省エネ基準の合理化がございまして、いずれも本年11月に公布・施行することを考えてございます。このうち共同住宅の簡易な評価方法において使用するプログラムにつきましては、2020年4月から使用可能となるように年度内に整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

6ヶ月以内施行の3点目の複数棟に対する性能向上計画認定制度に関しましては、他の建築物から供給される熱等の評価の合理化を11月に公布・施行となることを考えてございます。その複数棟に対する省エネ性能の評価を行えるようなプログラムにつきましては、施行に合わせて使用可能となるように現在準備を進めているところでございます。

次に、2年以内施行の説明義務制度に関しましては3つの項目がございます。まず、1点目の戸建住宅の簡易な評価方法において使用する計算シートについては、年度内に試行版を整備いたしまして、来年2020年4月以降の説明会等において使用方法を周知するというふうな予定としてございます。

次の2点目で小規模建築物の簡易な評価方法の追加につきましては、モデル建物法をベースとしたものでございますので、既に現行制度において位置づけられているものではございますけれども、これを小規模版向けに改良したプログラムにつきましては年度内に試行版を整備いたしまして、来年2020年4月以降、試行的に利用できるようにしたいと考えてございます。

また、全ての制度に関連する地域区分関連の項目として2点ございまして、まず、8地域の外皮基準の見直しにつきましては11月に公布することを考えてございますけれども、仕様基準を整備する必要があることから、施行といたしましては来年4月を予定してございます。

また、地域区分に関する2点目の地域区分の見直しにつきましても11月に公布・施行する予定でございますけれども、基準が変更となるような地域において円滑に新しい地域区分に移行できるように、2021年4月までは従前の地域区分も見直し後の地域区分のどちらも使用できる経過期間といたしまして、見直し後の地域区分に完全に移行するのは

2021年4月とする予定としてございます。

また、基準とは直接関係はございませんけれども、一番下の項目にございますとおり、法改正の内容ですとか、本会議でご議論いただいております基準等の周知に向けて、全国で説明会を開催する予定としてございます。まず、5月の法律の公布の後、10月までに改正の概要の説明会を全国47カ所で開催してございまして、延べ5,500人にこれまでご参加をいただいてございます。

今年度は11月以降、今回の合同会議の内容を含めた、より詳細な内容の説明会を中心・大規模の建築物と小規模の建築物とに対象を分けまして、全国で計210回程度開催する予定としてございます。また、来年度2020年度はより詳細なテキストを用意いたしまして、全国で430回程度の開催を予定するとともに、2年以内施行後の2021年度も説明会を開催することを考えてございます。こういった説明会に加えまして、関連の事業者団体とも連携をいたしました説明会を開催することも予定してございまして、制度の円滑な施行に向けて周知に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【議長】 ありがとうございました。300件近いパブリックコメントに対して、大変短い時間に事務局で結果概要の案をつくっていただきまして、ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、皆さんからご質問、ご意見等を頂戴したいと思います。恒例に従って札を立てていただいて、まず、委員の方にご発言いただいて、オブザーバーの方も含めて全ての方に発言をいただくようにしたいと思いますので、ご協力をいただければと思います。

それでは、○○委員、お願いいいたします。

【○○委員】 ○○の○○です。大変な整理、ありがとうございます。全体に前向き、あるいはごもっともなご意見が多く、真摯に受けとめるべき内容が詰まったものだったと思います。

2点意見を述べます。主に資料3の今後どうするかというところですが、1点目は簡単ですが、既存の改修に向けてもっと大きな動きをきちんとしてほしいということです。いくら新築で頑張っても、既存にも省エネ対策を拡大しなければパリ協定は達成できないと思いますので、その動きが見えるように、あるいは国としてこういうことをやるぞというふうに旗を振っていただくように、議論をきちんとしていただきたい。既存についてはもっと大きく書いていただきたいなというところが1点です。

もう一つは運用の話です。運用というかプログラム等の運用の話になります。パブコメの文章を聞かせていただいていると、床暖房に対応しますとか、気候風土適応型などにこういうふうにご意見があり、こういう時期にこういうふうになつたら対応しますとかいう答えになっていますけれど、義務化に向かっているこの時期に、そんな答えでいいんでしょうかというところです。事業者は何を準備して、こういうふうな証拠があればいいとか、あるいは国と一緒にこういう研究をすればプログラムが半年ぐらいで変わるとかが知りたいわけです。それも1年で対応できるのか、あるいは新しい機器の性能は半年で認められるのか、2年かかるのか。そういうことがわからないという状況は非常にまずいのではないかというふうに改めて思いました。

これまでの対応の説明は、このプログラムは1.0を判定するだけです、だからわかる範囲で対応しますというようなニュアンスだったと理解していますが、まあそれなら納得するという感じだったように思っております。しかし今回トップランナー基準の対象を拡大したわけですよね。そうすると、結局いい機器をどんどん入れていかないと、トップランナー基準が達成できないという状況に向かっていくわけですが、それなのに新しい機器類、あるいはプログラムそのものをもうちょっとといじってもらわないと困るということに対して、いつになるかわかりませんという回答は大変まずいんじゃないでしょうか。

トップランナー基準の期間が5年であれば、ここ2年以内にとか結果を出して、対応するかしないかを結論づけますなどの答えがないと、全体を0.8だ、0.7だと言ってどんどん引き上げていこうとしている政策的な動きに対して、技術開発をして何とか対応しようという動きでは対応できることになります。とくにスケジュール感がちゃんと見えていないというのは大変まずいと思っておりまして、そこをはっきりさせるべきかなと思います。

機器を評価するという仕組みもありますが、そこもスケジュール感がはっきりわからぬ状況ですよね。あるいは今回、床暖房なんかは多分プログラムでも対応する可能性があるかもしれませんのが、いつ対応するのかわからないのでは、トップランナー基準を達成しようと思うんですけど私たちの対応で大丈夫でしょうかという質問に答えられないと思ったので、大変なのはわかりますけれど、義務化を拡大するこのタイミングで、きちんとスケジュール感を示す必要があると思います。スピード一にして判断が甘くなるのは困ると思いますので、クオリティーを維持しつつ、皆さんに対してスケジュール感を示すべきだと思います。そうすると、我々はこういう技術開発をするんだから、こういうことを狙

ってということが技術を開発する側にもわかつてきますし、逆にそれがないと今回の義務化拡大によってなにも技術開発が発生せず、今の仕様の延長線上にとまってしまうということですね。とにかくトップランナー基準を守るためにには全部エアコンで、これでやるしか方法がないと。それが達成するためには安全だからやっていこうというふうに住宅の省エネがなっていくというのは、大変残念な方向になると思いますので、ぜひその辺は検討していただきたいなと思います。

以上です。

【議長】 ありがとうございます。少しまとめてご回答いただければと思います。

それでは、○○委員、お願ひいたします。

【○○委員】 資料4の2ページ目になりますけど、今後のスケジュールのところで、1月から公布・施行というのが出ていますけれども、例えば説明義務制度のところの戸建住宅の簡易な評価方法の追加というところの詳細というのはいつごろどういうふうに、外皮の面積とかも決め打ちになりますよね。あの辺というのはいつぐらい、もう出ているのかもしれません。すみません、私がちょっと聞きそびれてしまったのかもしれませんけど、1月のところの詳細はどういうプロセスで、しかもその根拠がどう合理的なのか。あまり厳しくし過ぎないでほしいとか、いろいろ出ている中で、どういうふうに決まるのかなって、ちょっと教えていただければと思いました。

あと、パブリックコメントへのいろいろいただいている中で、外皮性能について、やっぱり断熱等級4どまりではなく、これですかね、トップランナーの。

【議長】 番号をもし。

【○○委員】 2番目です。パブコメの2番目のところで注文戸建住宅で、住宅トップランナー制度における外皮基準は、ZEHの外皮基準の水準に設定すべきではないかという意見もあって、ちょっとマストに、ZEHのU値、温暖地0.6とかのマストにするべきかどうかは議論があるかもしれないんですけど、明確に断熱等級より上の断熱等級5とか6とかいうのを定義してなるだけ、マストにするかどうかは別として、そういうのに誘導していくみたいな施策というのを明確に打ち出しても別にいいんじゃないかなという印象を持ちました。

以上です。

【議長】 ありがとうございます。

じゃあ○○委員までお伺いして、一度事務局でコメント、回答等をお願いしたいと思い

ます。

【〇〇委員】 〇〇です。大変限られた時間の中でパブコメに対するコメントであるとか、スケジュール感をお示しいただいてよかったです。〇〇先生、〇〇先生が言われたことと重なる部分もございますけれども、1つは、何か見直しとかいうような話が11月予定の施行の話にも関係することがあったりするものですから、やはりスピード感を維持するということが重要ですし、あとは床暖房にしても、気候風土適応住宅についても第三者的に、客観的にロジックであるとか、運用時のデータの確認であるとか、そういったこと判断して速やかに見直すというようなアクションになるということを期待しております。

それと、詳細な説明会を適宜開催していただいているということは大変よいことだと思いますけれども、建築士の建築主に対する説明義務化に向けてのこともございますので、判断の見直しのことについても、適宜オンラインで発信できるような柔軟性があるといいのかなというふうに思っております。それと、健康維持とか快適性とかベネフィットのいろいろな知見がどんどん出てきておりますので、それを柔軟に反映していただけるということがよいというふうに思います。

最後に、〇〇先生のお話にも関係しますけれども、新築だけでなく既存の住宅、戸建ても集合住宅もございますけれども、どうしても省エネ改修が進まないという実態がございます。限られた予算、資金を改修にどういうふうに展開するかということを考えたときに省エネというところになかなか結びつかないということは、皆さん、言うまでもなくご存じのところだと思いますので、それを少しでも理解が進むような何かきっかけがあるとよいと。

それで、詳細説明会の中でも新築の場合はここを目指すべきとか、既存の場合にはこのぐらいまで行ってほしいとか、そういうターゲットを示すことができると少しでもよい方向に行くのではないかというふうに思います。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

よろしければ、一旦事務局からコメント、回答等をお願いしたいと思います。

【事務局】 幾つかご質問をいただきまして、ありがとうございます。

まず、既存改修の件、〇〇委員から、また〇〇委員からもご意見いただきました。私たち非常に重要なテーマだと思っておりまして、社会資本整備審議会の第一次答申を受けた

ときにも、その中でかなり強くご指摘をいただいているところでございますので、ただ一方で、今回の法律の中では、それほど既存改修のところは盛り込まれていなかったのでということもあって、今回の合同会議の中では主に新築のことがテーマになっていたかと思っております。

ただ一方で、既存改修、かなり膨大な我が国はストックがある中で、いかに既存改修の中で省エネ化を進めていくかということは非常に重要だと思っておりまして、これまでも議論してきたところではございますけれども、改めて私どものほうでも来年度の予算要求で既存改修についての取り組み、評価手法も含めた取り組み、既存改修、部分改修といったようなところも含めて予算を要求しているところでございますので、既に議論しているところではございますけれども、より一層取り組みを進めていきたいと思っております。それも対外的に見えるような形で議論していければというふうに思っているところでございます。それが 1 点でございます。

もう一つ、〇〇委員からございました義務化に向かっている中で私どもの取り組み、床暖房への取り組みでありますとか、そういった基準改正につながるような取り組みを、スケジュール感を示す必要があるのではないかというご指摘がございますけれども、ご指摘のとおりかと思っております。できるだけ私ども、回答の中でスケジュールを示したかったところではあるのですけれども、いろいろヒアリング等していますと、なかなかいつまでということが明示することが、見えるような材料がなかったものですから、今回の回答の中ではそこができないというところでございます。

ただ一方で、私ども 2024 年を見据えた目標はある、そこまでだらだらとやっていくつもりは全くございませんで、1 年半後の説明義務化も控えている中で早急に、ここ 1 年 2 年という、2 年もかかるないと私どもは思っておりますけれども、その中で見直しを進めていければというふうに思って、今、既に関係機関と調整といいますか、取り組みの方針を議論しているところでございます。できるだけタイムリーな議論の中身も対外的にもご説明できるような、そういう状況をつくっていければというふうに思っているところでございます。

それから、〇〇委員からございました外皮性能の高いレベルについて表示をするような仕組みができるのかということ、これも以前からご指摘をいただいているところでございますので、取り組んでいきたいと思っておりますけれども、例えば私どものガイドラインに基づいて運用されています B E L S でありますとか、それから国の制度でございますが、

住宅性能表示制度というのがございますので、そのあたりの関連性が非常にございますので、そのあたりを含めて、今後どういった表示の仕方があるかどうかということはしっかりと取り組んでいきたいと思っているところでございます。

それから、○○委員からございましたスピード感の話は、先ほどございましたとおりしっかりと取り組んでいきたいということでございますし、また詳細な説明会の中で、できるだけ取り組んでいる中身をオンタイムで説明できるようなことで、今年も全国でかなりの回数やりますけれども、来年度もありますので、その中で随時新しい情報を提供していかなければというふうに思っておりますし、また、説明義務制度が始まっていますけれども、その前にもどういうことが説明する際には重要なかというようなことを、健康、省エネの関係でございますとか、そういうことも説明義務の中で説明できればいいなということも考えておりますので、そういったこともいろいろな資料を作成しながら説明会の中で説明できればというふうに思っているところでございます。

あともう1点、簡易な評価手法の詳細なスケジュールについては、○○のほうからご説明します。

【事務局】 戸建住宅の簡易な評価モデルの詳細につきましては、年内には一度、1つの例としてはお示しをしたいというふうに考えてございまして、一方でその他、今回木造以外にも当然鉄骨造ですとか、RC造、そういったほかの構造ですとか、あるいは使っている断熱の方法ですとか、そういういろいろなシートを用意しようというふうに考えておりまして、そういった全体像につきましては、来年の4月までにはお示しができるようになります。そういうふうに考えてございます。

【議長】 ありがとうございました。

じゃ、○○委員。

【○○委員】 ○○です。回答ありがとうございます。私が言いたかったのは、床暖房がいついつまでに解決するということを示すだけじゃなくて、今後新しい技術を開発したときに、どこに持っていくらいいつ結論が出るのか、半年なのか1年なのかというような、新しい技術が出てきたときの窓口とかスケジュール感とかが大事ではないか、ということです。プログラムに影響するようなことの場合とそうでない場合で時間も変わるでしょうし、そういったことも技術開発側から、ここまでやればこういうスケジュールが出るということが見えるようになっていることが大事だと思っておりますので、床暖房に限らず、今後出てくるであろう技術を広く対象に考えていただければと思います。よろしくお願ひ

します。

【議長】 それでは、○○委員、お願ひいたします。

【○○委員】 前回、先約の国際会議出張と重なり、メールでの意見を読み上げていただきました、まことにありがとうございます。

全体としては、説明義務化になった部分は若干1ランク下げたかと思っていましたけど、どうもその後の状況を聞いていますと、説明義務というのは随分現場では重く受けとめられているようで、適合義務にかなり近い効果というのも期待できるのかと思っています。

欧州での学会がございましたけど、ヨーロッパのほうも省エネ基準、温暖化対策、一筋縄では進んでいないようで、基準とエネルギー消費実態に大きな乖離があるという報告もなされておりました。それから、ドイツで2020年に向けて、90年比でマイナス40%の排出削減という高い目標を掲げましたけど、これが無理だということで2030年に先延ばしになったということ、これは日本でも報道され、いろいろ言われていますけど、特にこういう大きな変革のときに国が高い目標を設定して、それを堅持すること、先延ばしですが、方向性に誤りがないというのは一つ重要なやり方なのではないかと思っております。

関連して、沖縄の基準ですけれども、特により重要になると思われる日射遮蔽の基準を緩める、なくすという方向というのは、世の中に誤ったメッセージを発信しかねないというところがありますので、全国での説明会というようなこともおっしゃっていましたけど、かなり丁寧なご説明いただいて、先行して努力しているような工務店、あるいは企業等のはしごを外すことにならないように、基準に十分な信頼性を継続して保持されるように配慮いただいて、丁寧な説明、フォローというのをお願いしたいと思っております。実際にいろいろな技術を評価できるようにしていくというのは、この回答の中でも示されておりましたので、それはぜひお願いしたいと思います。

以上です。

【議長】 ありがとうございました。

それでは、○○委員、お願ひいたします。

【○○委員】 ご説明ありがとうございました。資料3の周知の1ポツ目、「住宅の省エネ性能の簡易計算だけでなく」という文章がございますが、こちらについての取り組みをお願いしたいということで、簡易計算の運用のほうについては、具体的には説明義務の際にシートを使ってお施主さんに説明をする際に、適否を判断するものということで理解を

しているわけですけれども、今現状で、皆さん、ようやくWebプログラムが使えるようになってきて、その単位がエネルギーのギガジュールであったり、単位をようやく覚えて、国のほうでも、今、エネルギーとその基準、実態というお話もありましたけど、エネルギーの単位はこういうもので、全体の総量はこうでというものが、ようやく自分の評価した住宅と結びついてきたところですが、今回、説明義務のほうではポイントといいますか、足して100になるような指標で提示されました。それは実際のエネルギーを簡素化したものにおそらくなると思いますので、結局、エネルギーをポイントという形で置きかえた、また新たな数字というのが世の中に出てくるという形になります。まず、説明会の中でも簡易計算をご説明される前に、必ず前提となるのは詳細計算というか、エネルギーというのはこういう手法でこういうプログラム、ツールを使えば計算できるんですよというところは徹底して周知いただきたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、単位についてはギガジュールなどのエネルギーの単位と、世の中にはBEIという、足して1以下になればいいというBEIの単位ですとか、今回もしポイントで、足して100になるというものが出てくるとなりますと、施主の方と工務店や設計者、あるいは、こういう場で議論するときなどに、共通の会話で単位というのがいろいろ出てくるなというのがやや私自身は気になっているところでもありますので、そこは説明会なり、今後、いろいろなツールを使ってこういうものを施行していくときに、必ず皆さん共通の認識で、1つはエネルギーを減らしていくというところは持っておかないといけないところだと思いますので、そこに結びつける形できちんと皆さんに周知していただければなと思います。

あともう1点は、2ポツ目の意識の向上に向けた建築主への情報提供というところは、今、環境省でも経済産業省のほうでも人の行動をどう変えるかというところに注目されていろいろ動いていらっしゃるところもありますけど、国土交通省のほうでもこういうふうに人の行動を変えるところに着手されたなというところで文言を書かれているのかなと思いますので、ここ的情報提供というところに私自身、期待をしているところでもありますので、どういった手法でおやりになるのか、もし今の段階でも何かあれば教えていただければなと思います。

以上です。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、もうお一方伺って回答等をお願いしたい。○○委員、お願いします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。私も資料3の今後の取組及び課題に関連して幾つか述べたいと思います。

欧州が先行しているかと思いますが、今世紀半ば、あるいは後半に向けて脱炭素化、あるいは温暖化ガスの排出量をネットでゼロにするというような非常に高い目標を掲げている中、一番基礎になるのはやはり省エネルギーになります。何と言っても使うエネルギーを抑えて、快適性、安全性、あるいは必要な経済活動を支える量を確保するということが第一義の目的ですので、今回ここで定められたさまざまな基準がきちんと達成されること、例えば施工の部分でもきちんと設計値を達成できるような施工がなされることということ大大切かと思います。

その意味で柔軟性のあるトップランナー基準というのは非常によい試みでありまして、大勢の方がトップランナーについて、より高みを目指すという仕組みではありますけれども、より優秀な事例、優秀な事業者がたくさん出てきて、かつ、他の事業者さんへのよい見本になる、よい影響が出るということが大切かと思います。そのためにも、先ほどたくさんの方の説明会を用意されているとおっしゃっていましたけれども、中小事業者別の説明会、あるいは事業者団体と合同の説明会といったところを活用して、例えばよくあるQ&Aは必ずさらに改めてまとめて対外的な説明を丁寧にするとか、そういったことでマニュアルの整備も含めて、今後情報をいかに発信していくかというところにもより重みを置いて、今後、1年半後の義務化に向けて丁寧な説明を心がけていただければと思います。

これをきちんと積み上げることによりまして、おそらく既存の住宅の改修ですか、部分改修に向けて多くの知見が蓄積されることと、それから関連する事業者さんたちの認知度も上がってくるかと思います。あわせて施主さん、工事を依頼される消費者の皆さんも理解が深まるなどを念頭に置いて、このような多数の講習会を無駄にしないように情報を積み上げていただきたいと思います。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございました。

それでは、ここで一旦事務局のほうから回答、コメント等をお願いいたします。

【事務局】 いろいろご意見ありがとうございます。〇〇委員からいただきました日射遮蔽の関係でございますが、これまでいろいろご指摘をいただいたところでございます。私ども非常に重要なテーマだと思っておりますので、ご説明したとおり、今日のパブリックコメントのご意見の中でもいろいろなご意見、そもそも外皮基準は要らないのではない

かというご意見をはじめとして、一方で、今回の見直しが適正であるというような話もございました。

一方で、数値的には非常に大きくなるというところもございますので、そのあたりはミスリードしないような形で、今回の見直しというのは、外皮という基準は非常に重要だよということをメッセージも含めて講習会などでも説明しながら、必要性を説明できればというふうに持っていきたいと思っております。

また、沖縄特有の技術のところにつきましても、その評価をして、しっかりと早急に取り組んでいきたいと思っておりますし、先ほど○○委員のほうからもありましたとおり、新しい技術の導入などについて、どのようなスケジュールでやっていくかというご意見につきましても、私どもこれまで過去いろいろな技術をプログラムへの反映としてやってきたところでございますけれども、それが対外的にあまり明示的にできてこなかったということもございますので、こういうご意見、要望を受けた上で、いついつまでにこういうことができるかといったようなことも含めて、どういうことができるかということをつくばのほうとも連携しながら対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、○○委員からございました今回の簡易手法の評価方法を設けることにつきまして、今回ポイント制ということで、少し新たな数字ができるということで混乱を招くのではないかというふうにご懸念かと思っておりますが、今回は適合義務の適否に活用していただくということでこういう形で少し、ある意味差別化するような形で設けているわけでございますけれども、これにつきましては、実際、説明義務がどのように活用されるかということも含めて、今後いろいろな説明会がございますし、また、いろいろな形でどのような説明の仕方があるかどうかというところの中で、簡易手法がどういうふうに活用されるかということを丁寧に説明する。例えばビデオでこういうことを説明しておりますよというようなことを言えるのではないかというふうに私ども想定しておりますので、そういったところを、今日は建築士の関係の方もいらっしゃいますので、その方たちと連携しながら考えていきたいというふうに思っております。

また、行動変容につながる取り組みということがございましたけれども、今現在具体的なものを持ちあわせているわけではございませんけれども、まずは広報ということで新聞とかラジオとか、そういうところで説明義務制度でありますとか、今回新たに設けられました基準の改正とか、そういった内容を広報していくこうと思っておりますけれども、それ

とあわせて説明会の中でどのようなことができるかということをしっかりと説明していくようなことを取り組んでいきたい。一方で、施主の方々へのアピールというのはなかなか難しいと思っておりますので、そのあたり、次にどういうことができるかということも考えていくべきだと思っております。また知恵がありましたら、先生方からもご意見をいただければと思っているところでございます。

それから、〇〇委員からご意見をいただきましたところでございます。非常に重要なテーマだと思っております。特に説明会の中では、いろいろなご質問をいただいているところでございまして、すぐ私ども回答できないような場面も結構ありますので、そのあたりはしっかりと取りまとめて、今、Q&Aなどを取りまとめて、事後的ではございますけれども、きちんと公表するような仕組みを整えておりますので、そういうことを少し徹底して丁寧な説明を続けていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願ひいたします。

【〇〇委員】 資料4のスケジュールに関連した話です。今年の11月に施行されるタイミングというのが、実はちょうど1年前にWHO（世界保健機関）が住宅と健康のガイドラインを発表した1年後というタイミングでございまして、WHOが冬の室温、最低18度とか、それから新築や改修時の断熱をしなさいという勧告を出してしたり、あるいは夏の室内、熱中症対策にも言及していて、それを健康の政策だけじゃなくて住宅整備の機関にも実行を呼びかけた、ちょうど1年後のタイミングでもございますので、ぜひ今回の改正に伴うさまざまな基準の強化、あるいは説明義務化を日本の前向きな取り組みとして世界にも発信していただきたいなと思っております。

あと、若干のディテールですけれども、部屋間の温度差が大き過ぎる、使う部屋しか暖房しない、使う時間しか暖房しないとか、あるいは上下温度差が大き過ぎることを解消するにはやはり適切な暖房が必要ですし、あるいは暑熱対策、熱中症対策にはやはり冷房も必要で、ある程度のエネルギーの増加要因も、増加しつつちゃんと健康を守るという点を忘れずにしっかりと省エネをするというあたりの基本姿勢というのも打ち出すると、WHOのガイドラインにしっかりと対応していると言えるのではないかかなと思っておりますので、ご検討のほどお願ひいたします。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願ひします。

【〇〇委員】 今日ご説明のあったパブリックコメント及びその回答ですが、内容的には妥当と思いました。

資料3の今後の取組及び課題の中でいろいろと書かれていて、この中に簡素化とか簡易化とか使いやすい、といった言葉がたくさん入っていますが、計算の簡易化というのは、もとに詳細計算があるわけです。この詳細計算がしっかりしていて簡易化とか簡素化、あるいは使いやすいとか、そういう言葉が出てくると思います。今後、基準を強化するような話があったときには、詳細計算に戻って計算をいろいろとやり直して、改めて簡易化を考えることになると思います。すなわち省エネ法のベースは詳細計算であると思っております。

新しい技術を導入するとか、そういう話もありましたが、これも簡易計算で対応することは無理なので、新詳細計算で対応することになる。こう考えると、詳細計算法は非常に重要だと思います。今後詳細計算法を充実していくことは非常に重要です。詳細計算法の開発チームの体制を強化する、その辺は今後の課題としてかなり大きいと思いますので、ご配慮いただけだと良いと思います。

【議長】 ありがとうございます。

委員でご発言になつてない〇〇委員、〇〇委員、いかがでしょうか。よろしいですか、何か一言。〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 私から特に強調しておきたいのは、全国にたくさんの実務者がいて、これまでも随分たくさんの講習会をやってきましたけど、開催してもなかなか来てもらえない、参加しない実務者がたくさんいて、そういう方々をどうやって参加してもらうか。これは回数の開催とともに、内容の見直しというのも必要だと思うんですね。その辺、先ほど国交省さんからも来年度四百何十回プラスさまざまな事業で展開していくというお話がありましたけど、いろいろなチャンネルを通じて、特にこれまでこの数年間、省エネ講習会で特に参加されなかった方々をどうやって参加させるかという努力というのをこれまで以上にやっていただきたいというのが1つあります。

あと、いろいろな方々からもご指摘がございましたけれども、ユーザーさんが省エネに対して関心を持つことが、参加をしなかった方々の背中を押すことにもなりますので、そのときに一次エネルギーとか、いろいろな単位というのがわかりやすくはない。わかりやすい指標でユーザーさんの背中を押すことが、日本の省エネ化の推進に大きな力になると思いますので、またそこで新しい指標が出来てしまうと、これも厄介なことですけど、その

辺の説明が上手にできるような、一貫した説明ができるようなユーザーさん向けの新たな指標というのも必要なのかなと、そんな気がいたします。その辺も含めて、今後検討していかなければならぬ課題かなというふうに思います。

【議長】 ありがとうございます。○○委員、よろしいですか。

【○○委員】 大丈夫です。

【議長】 それでは、事務局から少しコメント、回答等をお願いできればと思います。

【事務局】 ありがとうございます。○○委員から、まさに健康、省エネの関係のご指摘をいただきました。非常に大事なテーマだと思っております。特に説明義務の中では、単に適否の話だけではなくて、断熱化をはじめとした省エネ対策が重要ですよということを健康的な側面からもご説明できるような仕組みとして、パンフレットでありますとか、ビデオでありますとか、そういった何か説明しやすいような材料をそろえて提供できないかというふうに考えているところでございますので、そういった中身でありますとか、あとは背景的なところも、世界的な潮流の話でありますとか、エネルギー問題の話でありますとか、そういったことも含めまして説明できればいいのではないかと考えております。

また、先ほど○○委員からもありましたとおり、非常にわかりにくい指標といいますか、そういったところがございますので、例えば一次エネルギーとはそもそもどういうものなんだというところもあるかと思いますので、そういったことも丁寧に説明できるようなツールが用意できればいいのかなというふうに考えているところでございます。

それから、○○委員からご指摘ございました、まさに詳細な計算方法が重要だろうということは、私ども非常にこの議論を通じて痛感しているところでございまして、これもどちらかというと、計算ができない建築士の方々にいかに計算させるかということを念頭に置いてきたので、いかに簡単にというようなことで周りで動いてきたわけですけれども、冷静になって考えてみると、詳細な計算方法が基本的には一番重要だということを訴えることが今後の省エネを進める一つの大きな柱だと思っておりますので、そこはきちんと私ども認識しながら、今後進める中でうまく生かしていきたいなと思っているところでございます。

それから、重要なテーマでございますが、体制を強化するというお話がございました。そこは非常に難しいテーマでございますけれども、そこは組織とかそういったこともございますので、非常に大事なテーマだと思っていますけれども、プログラムを継続的に維持するためにはどういうことが考えられるかということでございますので、このあたりは関

係機関と少し調整を図りながら、課題として認識して議論していきたいと思っております。

それから〇〇委員からございました、これまで講習会に参加しない方々にどうやって参加させるかというようなテーマでございますが、それも私ども非常にある意味苦慮しているところでございます。今日お集まりの各団体の方々も含めまして、施行連絡会議というのを実は立ち上げて、いかに普及を、また講習会などを円滑に進めるかということを議論し始めたところでございますけれども、その団体もできるだけ拡大するような方向で今動いております。これまではどちらかというと建築士の方とか、工務店の方々とか、あとはデベロッパーの方々がいろいろ集まっていますけれども、少し拡充をして、よく住宅の建設の中では建材のメーカーの方々もかなり業界的には非常に力を持っておりますので、そういったところを通じて、実際の建築士の方々に情報が行き渡るようなことも考えておりまして、そういった会議に参加をいただきながら進めていくことも考えておりますので、そういったところを含めて、できるだけ全国の建築士の皆様方に情報が行き渡るようなことを取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから一通りご発言いただきましたので、〇〇の〇〇先生、お願ひいたします。

【〇〇オブザーバー】 ありがとうございます。今回、建築士の説明義務化ということで、私たち〇〇としては建築士の重要性と、さらにそれが社会的な意味を持ってくるということで非常に革命的なことではないかということで身を引き締めている状態であります。

ただし、私たち建築士の中でまだ習熟度が低いという問題があり、また、そこで設計がしっかりとできたとしても、今度は施工制度の問題で、施工が悪いことによって性能が上がらない。そういう問題が起こってくるし、さらに施主のご理解不足ということでなかなか、数年後にはまたもとへ戻ってしまって未達成、2分の1は未達成であるという、今そういう資料もあります。そういう状態を考えてみると、私たちこれだけいろいろな方法で、皆さん細かい部分についていろいろな議論をしているし、それがどんどんよくなつてはきてると思いますが、さらに私たちとしては、〇〇委員や〇〇委員がお話になったような、私たちが施主も施工者も設計者も納得するような何か大きな目指すべき目標、そういうものをしっかりと国交省も提出していただくということが必要なのではないか。

例えば、私たちが目指すものは、もちろんエネルギーが少ないという快適さ、それで快

適で健康で静かな生活が送れる住宅とか、あるいは災害が今たくさん起こっていますが、そういうものに強いレジリエントな性能を持つんだとか、コミュニティがばらばらになつてきている状態を、もう一度コミュニティがもとに戻るような関係がつくれるような住宅だとか、何か我々が目指すべき目標の住宅というのはどういうのかということをしっかりと議論して、それを提示するということが大事ではないかというふうに思っているところです。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、○○のほうが先でしたね。○○、お願ひいたします。

【○○オブザーバー】 ○○、本日、○○の代理で出席しております○○と申します。

資料3の今後の取組及び課題というところで、「既存住宅の増改築時の省エネ性能評価方法の検討」と入れていただいて、ほんとうにありがたいというふうに考えております。

1つ確認なんですけれども、先ほど先生方の話の中で、省エネ改修における既存部分の評価というお話がありまして、来年度予算をとられてご検討されるという話も国交省のほうからいただきましたけれども、省エネ改修という話と増改築時の話というのは、これはイコールの検討だというふうに理解をさせていただいてよろしいでしょうか。厳密に言うと、増改築と省エネ改修って完全にイコールではないので、これはあわせてご検討されるという理解でよろしいのかどうかというのが1点確認でございます。

いずれにしましても、増改築に関しましては、確実に説明義務化の対象になってまいりますし、既存部分の取り扱い評価方法に関しては現段階で見えていない部分が大きいということで、こちらは事業者に関しても大きな負担がかかるということが予想されますし、また、当然義務化に向けた準備というのも相応の期間をもって行う必要が出てまいりますので、当然過度な負担がかかるないという方向はお願いしたいんですけども、あわせて早めのご検討と準備できるような情報開示をお願いしたいというふうに考えております。

あともう一つ、○○としまして、実は説明義務化を見越しまして、今月10日に省エネ基準適合に向けたロードマップというのをリリースさせていただいたところで、○○でも独自に中小事業者向けに講習会などを中心にしまして、今後、制度及び基準の周知を図つてしまいたいというふうに考えております。また、実際に計算とか運用の段になってくると、いろいろと細かい部分で情報が不足するというようなことが考えられますので、ぜひ早目早目の情報出しをお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇のほうからお願ひいたします。

【〇〇オブザーバー】 ありがとうございます。共同住宅の簡易評価に関して使う立場から意見と質問をさせていただきたいと思います。

簡素化をこれから課題として詰めていくということだと思いますが、簡易計算プログラムは2020年の4月から使用という、その期間の中で現行計算と簡易計算、現行というのは詳細計算ですが、それと簡易計算の計算結果の差異の感触をつかむことが大切なことだと思っております。できるだけ早い段階でベータ版等のプログラムを開示していただき、可能であれば関連団体等でも試行計算させていただけることができるようと考えていただければと思います。

もう一つ、〇〇としてパブコメをさせていただきましたが、共同住宅の共用部を除く方法以外に、モデル建物法のようなものを検討するということが今後検討されるのかどうか、これは質問になりますがよろしくお願ひ致します。

以上です。

【議長】 それでは、〇〇のほうからお願ひいたします。

【〇〇オブザーバー】 〇〇の〇〇です。よろしくお願ひします。

まず、床暖房の件ですけれども、設計一次エネルギーの見直しについて早期に対応いただけるということで、ほんとうにありがとうございます。

一方で、資料3にもありますけれども、床暖房以外もスケジュール感が明確に明示されていないので、この辺がどういうふうになっていくかというのを具体的に教えていただきたいという形でございます。特に床暖房に関しては、2020年からBEIが据え置きという形ですけれども、建売に関しては0.9から0.85に変わるという形でございますので、特にお客様のほうの導入に阻害ないようにしたいというふうに考えております。先ほどの事務局から対応というのは大体1.5年から2年ぐらいというお話をいただいておりますけれども、設備機器の導入に1.5年から2年ってなかなか長いというふうにも考えておりまして、先生方からもお話で、新しい技術を含めてというお話もありましたけれども、そのところがどういうふうに、新しい技術を開発しても2年間は入らないというのはなかなか厳しいこともありますので、そのところを短くできないかということを含めて、今回いらっしゃる先生方を含めてご議論できないかということも含めて御提案をさせていただきたいなというふうに思っております。

あともう1点としては、そもそも、○○先生からもありましたけれども、室内の温熱環境とか基準のお話があると思います。前回たしか○○先生からも基準の考え方、全館空調の基準の考え方というのもあったかと思いますけれども、こういった形で状況が変わっていく中で、そもそも基準というのがどういった場合に基準が当てはめられるのかとか、分母を変える設備機器のあり方というものを少し明示を、国交省さん側からどういう場合は変わらぬのかとかいただけだと、やっぱり設備機器側のほうとしても対応していくというのがわかっていくので、その辺も明らかにしていただけるようにお願いしたいという形でございます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから一度回答とコメント等をお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。○○の○○オブザーバーのほうからもございましたとおり、説明義務化が始まっている中で、住宅政策としてどういうことを進めていくかとして大きな目標を示す必要があるのではないかというようなご意見をいただきました。非常に大事なことだと思っております。

ちょうど私どものほうでは住生活基本計画の見直しが今年度から始まっていますので、今年度、来年度にかけてじっくり議論するところがございますので、そういう住宅政策全体の動きなども見据えながら、どういうことを今後、省エネ政策として進めていくかということを、取り入れていけるかということを含めながら考えていきたいと思っておりますので、そのあたりを説明義務化の中でどのようにうまく生かして、施主の皆様方にアピールできる、もくしは建築士の皆様にアピールできるといったようなことができるかということを考えていきたいというふうに思っております。

それから、省エネ改修の関係と増改築の関係ということで○○オブザーバーからもご意見をいただきましたけれども、このあたりについては、今の段階で整理がついているわけではございませんけれども、基本的にはオーバーラップする部分が当然あろうかと思っております。基本的には予算要求している事項はあくまで省エネ改修でございますけれども、一方で増改築の取り扱いにつきましては、省エネ改修だけではなくて、増改築全般の対応として整理すべきことがあろうかと思っております。今後の説明会の中でしっかりと取り扱いについては整理していきたいと思っておりますので、これは説明義務化にもかかわってくるところでございますので、時間がない状況でございますので、そこはそういうふうに

進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、床暖房の関係をはじめとした設備機器の導入についての考え方でございますけれども、現段階できちんと整理されているものではございませんけれども、確かにこの観点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、どういうことがあれば、どういう基準が見直されるかということについてはあまり整理されてこなかったというのは事実かと思っております。

過去、適合義務化が始まる前の届出義務の段階では、そのことはあまり重要視されなかつたことかと思っておりますが、既に適合義務化や説明義務化が今後始まるという中で、やはり基準というもの的重要性が増していることを鑑みて、そういった基準の見直しについてどういうスケジュール感で、どういう手続で進めていくかについては、いま一度きちんとした整理をして、示せるべきところはきちんと示していきたいと思っておりますけれども、関係機関と調整もございますので、そこは今すぐに明確な回答はできませんけれども、少し調整は進めたいと思っておりますので、またご協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

【事務局】 それから、〇〇の〇〇オブザーバーのほうからいただきました共同住宅の簡易評価に関して、今後、試行版の整備に当たっていろいろと連携しながら進めさせていただきたいというふうなご意見につきましては、私どもとしても現場で使い物になるようなプログラムをつくっていくということは当然かというふうに思ってございますので、引き続きいろいろと連携させていただきながら整備を進めていきたいというふうに思っておりますのと、もう一つご質問として、共用部分のモデル建物法のような評価が今後できるのかというふうなご指摘につきましては、現時点におきましては、スケジュール的にタイトだということもございまして、今回の簡易な評価方法の中で一緒に計算はできるんですが、ロジックとしては、まずは従来の方法を導入したという形での整備ということになつてまいります。

一方で、共同住宅の共用部分の評価が煩雑だというふうなご意見をいろいろなところでいただいてございますので、どういった対応ができるのかにつきましては、引き続き検討させていただきたいというふうに考えてございます。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇のほうからお願ひいたします。

【〇〇オブザーバー】 〇〇の〇〇の代理で来ております〇〇です。

我々〇〇のほうでも、パブリックコメントの2番、戸建住宅のトップランナーの外皮基準を上げてはどうかというご意見を差し上げたところでございますが、我々としては、トップを走る方の目標値としては、もう少し上げてもいいんじゃないかということでご意見を出したわけですけれども、外皮基準の向上については、次善の策としては、先ほど〇〇先生もおっしゃった住宅性能表示の断熱性能等級、これはぜひ上げた形のものをつくっていただければと考えております。1年半後には説明義務になるものが今の等級4レベルということになりますので、頑張っている方の応援ということも含めまして、上位の等級の設定をして、表示をすることによって全体の底上げを図るというふうな効果があると思いますので、ぜひご検討をいただければと思います。

以上です。

【議長】 ありがとうございます。

ほかにオブザーバーの皆さんでご発言ございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局からもう1回、コメントとご意見等をお願いしたいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。性能表示の関係につきましては、先ほど申し述べたとおりでございます。私ども今現状、こういう状況になっているということがございまして、レベルの高い性能表示がどういう形ができるかどうかということを詰めていきたいと思っています。あわせて先ほど申し上げましたけれども、B E L Sとの関係もございますので、そういうことを踏まえて全体的にどういう表示ができるかということを議論して進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

【議長】 まだ多少時間がありますが、委員の皆さん、もう一度またご発言いかがですか。よろしいですか。〇〇先生、いいですか。よろしいですか。

どうぞ、〇〇委員、お願ひします。

【〇〇委員】 丁寧なご回答ありがとうございました。今日の議論の中でも健康性とか快適性とか、よりよい住宅ということがございました。この場は「省エネ」がミッションではありますが、実態としてのエネルギー消費というところと、快適性、さらに健康性というところに建物自体の外皮の性能が確実にきいてまいりますので、これがあって住まい等のシミュレーションが、分布とか変動などの計算をせずに実態に見合ったものになってくるということがございますので、当初の外皮基準のところをしっかりと目標を定めて、方向性を定めて進めていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【議長】 皆さん、いかがですか。○○先生もよろしいですか。

少し時間ありますけれども、大変活発な議論、ありがとうございました。

委員長はあまり意見を言わないんですけれども、先ほどの省エネは、英語で、昔はエナジーサービングとか、エナジーコンサベーションと言ったんですけど、今英語ではエナジーエフィシエンシーという言い方をして、よくエネルギー効率と訳される方がいるんですけど、いわゆる日本で言う省エネです。やはり快適に対する効率とか、そういう概念が英語でも意識され少し変わってきています。

あと一般的に基準をつくると、技術が、それから漏れたものがとまるというのは世界的な兆候です。基準に関係ないところは技術開発がとまっちゃったりするんですよね。一方で日本は住宅にかかる省エネ技術が非常に重要なので、それを取り入れる仕組みというのは大変重要じゃないかなと思います。非住宅建築物のほうでゼロ・エネルギー・ビルに関しては、例えば国交省は空気調和・衛生工学会などと連携していただいて未評価の技術としてWebプログラムには入っていない技術を、実態で減るものがあればデータを集めて取り入れていただこうというような取り組みも○○先生にも相談しながら行っています。住宅でもぜひ学会とか協会をご活用いただければと思います。研究者がたくさんいますので、そこでデータがたくさん出してくれれば、取り入れやすいのではないかというふうに思います。

それから、○○委員がおっしゃった地方の説明会なんんですけど、実は私ども大学、建築学科におりますけど、建築学会でもエネルギーに関する問題ってまだ関心が薄いんですよね。要は建築教育のメインストリームでは必ずしもない。やらなきゃいけないねと言われるんだけど、自らのデザイン要素にはまだなっていない。○○先生いらっしゃいますけど、やはり大学の教員とか、地方の高専の先生とか、そういう先生をぜひ講習会とかに呼びかけて参加していただいたら、講習の資料を我々なんかに渡していただくと大学で、高専で教えるようになりますので、そこが第一歩なのかなと思います。学生が教わっていれば、また社会に出てからも影響が非常にありますし、建築士の制度も今後変わるので、そういうところで普及させていくことが必要かなというふうに思います。あまり私見を申し上げてはと思いましたが、皆さんの議論、非常に活発な議論がありましたのでちょっと申し上げました。

ほかに何か、もう少し時間がありますけど、よろしいですか。足してご発言されたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、活発な議論、ありがとうございました。本日の議論を踏まえまして、改正建築物省エネ法施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案等について取りまとめたいと考えております。今回ご提示させていただいた案をもって合同会議の審議の取りまとめとしたいと思いますけれども、皆様のほうからご異議等ございますでしょうか。いかがでしようか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございました。ご異議がないようでございますので、案をとって成案としたいというふうに思います。

社会资本整備審議会建築分科会建築環境部会運営規則において、「委員長は調査審議を終了したときは、速やかにその結果を建築環境部会長に報告するものとする。」となっているため、この省令等については、11月8日に予定されております、社会资本整備審議会建築分科会第19回建築環境部会において報告させていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、7月から4回にわたって大変真摯にご審議をいただきまして、多くのご意見とご協力をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

最後に、議事（2）のその他について、事務局からお願いを申し上げます。

【事務局】 ありがとうございました。事務局からは特にございません。いろいろな活発なご意見、ありがとうございました。いただいた意見をもとに、今後、建築物省エネ法の改正を円滑に進めるように取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力のほど、また引き続きよろしくお願いしたいと思います。

最後に、課長の〇〇、〇〇のほうからご挨拶したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】 住宅生産課長の〇〇でございます。

この合同会議では4回にわたって先生方には精力的に施行まで時間がない中ご議論いただきまして、ほんとうにありがとうございました。本日もさまざまご意見をいただいております。この政省令ルールづくりに関しましては、今日取りまとめいただきましたことで一つの節目を迎えますけれども、施行に関しましては、これからまさにさまざまな場面、説明会をはじめとするさまざまな場面で、我々皆様に丁寧に、また委員の皆様方のご示唆もあわせた形で伝わるように工夫をして、しっかり制度の内容を浸透させていただきたいというふうに思っております。

その中には、住宅建築にかかわるさまざまなプレーヤーの方、またお施主さん、建物・

住宅を利用する立場の方も含めた周知ということも念頭に置きますし、今、〇〇議長からは学校、大学の先生、高専の先生といったご示唆もいただきましたので、そういったことを踏まえた対応をしていきたいというふうに考えております。

また、今〇〇議長からご紹介いただきましたように、今後、11月8日に建築環境部会でご報告をいただくという形もございますけれども、5月17日に公布され、6カ月以内施行が第一弾、待っておりますので、11月16日までの施行に向けて、これからも真摯に取り組みを進めていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくご指導、ご支援いただきますようにお願い申し上げます。

【事務局】 経済産業省、省エネ課長の〇〇でございます。

改正建築物省エネ法の施行までの期間が非常に短い中、活発なご審議をいただき、誠にありがとうございます。現在のエネルギーの消費状況を見ますと、業務部門、それから家庭部門の伸びというのは他の部門と比べてまだ大きい状況となっています。非常に省エネが重要な分野になっております。エネルギーに関することは、先ほど建築分野ではメインストリームではないとのことでしたが、だいぶメインストリームに近づいてきたかと思っております。

トップランナー基準も従来の建売に加えまして、注文、それから賃貸アパートに拡大されるということでございまして、こういった高い目標をクリアしていただくことで省エネにも良い、それから暮らしにも良い、健康にも良い住宅が多数供給され、2030年に向けてエネルギー・ミックスの達成につなげていければと思っております。

活発なご審議ありがとうございました。今後もしっかりと国交省と連携して施行してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。

本日の議事については、以上で全てとなりますけれども、他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、大変熱心なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして第13回合同会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

―― 了 ――